

仕 様 書

1. 委託件名

令和7年度ユニークベニューのプロモーションと魅力発信に係る国内向け紙媒体及び海外向けオンライン広告掲載業務委託

2. 目的

国際的なMICE開催に伴う都内ユニークベニューの利活用を推進していくためには、国際会議主催者、PCO、ミーティングプランナー、海外経営者層・マネジメント層等（以下「MICE主催者等」という。）に対して、効果的に魅力をPRすることが必要である。都内ユニークベニューを活用したMICE案件を増加させるため、紙媒体及びオンラインメディアを活用した多様な広告掲載を展開し、都内ユニークベニューの魅力や活用方法等を国内外に発信する。

3. 契約期間

令和7年7月7日から令和8年3月14日まで

4. 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

5. 事業概要

(1) 全般について

ア 2.に掲げる目的に基づき、以下の広告を制作し掲出すること。

広告	ターゲット	媒体	媒体数	掲出回数・期間
アドバトリアル広告	日本国内	紙	1媒体	1回
アドバトリアル広告	海外	オンライン	1媒体	1回
バナー広告	海外	オンライン	DSP 広告やネットワーク配信等 複数	広告効果を期待できる期間を設定

イ MICE主催者等の視点を取り入れ、東京のユニークベニューの魅力が的確に伝わる広告を制作すること。

ウ 広告デザインや記事で採用する施設は、財団で運営している Tokyo Unique Venues ウェブサイトに掲載している施設から選択すること。

【参考】Tokyo Unique Venues ウェブサイト

日本語：<https://uniquevenues-jp.metro.tokyo.lg.jp/>

英語：https://uniquevenues-en.metro.tokyo.lg.jp/?_gl=1*1x06zf*_ga*MTYzNjc1NTY3My4xNjk4NjM1NTM2*_ga_8H3MXXYFL1*MTcxNjI3NzI1NC4xMTguMS4xNzE2Mjc5MDU4LjU3LjAuMA..

エ 記事原稿やページレイアウト、バナーデザインも含めて制作すること。なお、写真

の撮影を含めた取材費用も本件の委託料に含むものとする。

- オ 事業開始から報告までのスケジュールが明確な事業計画書を作成すること。インタビューや取材が必要な場合は、調整に必要な期間含めて計画すること。
- カ 実施体制を明確にし、業務の詳細や進捗状況を綿密に財団に報告すること。
- キ オンライン広告については、表示回数等の目標値を設定し、達成率や効果を財団へ報告すること。なお、具体的な計測項目は財団と確認の上、決定すること。
- ク 事業完了後、速やかに報告書を作成し、5.（1）アの全広告掲載終了後、2週間後を目途として、令和8年3月14日までに財団へ提出すること。

(2) 実施上の留意事項

- ア 事業の実施にあたっては、都内ユニークベニュー全般的な魅力のPRに資するように、公平かつ専門的な視点で運営すること。
- イ MICE見本市出展や国際会議及び企業系会議等の支援など東京都や財団が令和7年度に実施するMICE関連事業との連携し、必要に応じて綿密な調整を行いながら協力して事業を進めること。

6. 委託内容詳細

(1) 国内MICE主催者向け紙媒体アドバトリアル広告

- ア 財団で運営しているTokyo Unique Venues ウェブサイトや、ユニークベニュー活用促進に係る窓口、ユニークベニューショーケースイベント等を紹介するアドバトリアル広告を掲出すること。掲出にあたってはMICE業界のトレンド等を踏まえ、国内経営者層・マネジメント層にユニークベニューの魅力を訴求できる適切な媒体を選定すること。
- イ 掲載媒体は、国内向け紙媒体・1媒体（1ページ以上）とすること。
- ウ 掲載言語：日本語
- エ 紙媒体に掲出する広告が同媒体のオンラインでも掲載される場合は、総PV数、平均滞在時間等を計測し、効果を財団へ報告すること。

(2) 海外MICE主催者等向けオンラインアドバトリアル広告

- ア 財団で運営しているTokyo Unique Venues ウェブサイトや、ユニークベニュー活用促進に係る窓口、ユニークベニューショーケースイベント等を紹介するアドバトリアル広告を掲出すること。掲出にあたってはMICE業界のトレンド等を踏まえ、海外経営者層・マネジメント層にユニークベニューの魅力を訴求できる適切な媒体を選定すること。
- イ 掲載媒体は、海外向けオンライン媒体・1媒体とすること。媒体及び配信エリアはMICE業界のマーケットを考慮し選定すること。
- ウ 掲載言語：英語
- エ 総PV数、平均滞在時間、クリック率等計測項目と目標値を設定し、達成率や効果を財団へ報告すること。広告を通じてTokyo Unique Venues ウェブサイトへ誘導を図ること。

(3) 海外MICE主催者等向けオンラインバナー広告

- ア 財団で運営しているTokyo Unique Venues ウェブサイトへ誘導するバナー広告（DSP広告やネットワーク配信広告等）を掲出すること。掲出にあたってはMICE業界のトレンド等を踏まえ、適切な広告手法及びツールを使用すること。
- イ MICE主催者等にユニークベニューの魅力を訴求できるバナー広告デザインを作成すること。

- ウ 最も効果的な露出となるような広告配信プラン及び予算配分、配信エリアやターゲティング、広告表示回数、広告配信期間を計画すること。
- エ 広告表示回数、クリック数、クリック率、Tokyo Unique Venues ウェブサイトへの誘導数等計測項目と目標値を設定し、広告配信期間の効果推移と達成率を月次で財団へ報告すること。
- オ 計測数値を分析し、結果に応じてターゲティングやバナーデザインの変更等の改善策を実施すること。なお、変更等については財団と確認の上、本事業の委託料に含むものとする。

7. 秘密の保持

受託者は、9.により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

9.により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

8. 作成物に関する権利の帰属

- (1) 受託者は、本委託業務の実施に伴う全ての成果物について、著作権法（昭和 45 年法律第 48号）第 2 章第 3 節第 2 款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行行使しないものとする。ただし、あらかじめ財団の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 上記規定は、受託者の従業員、9.により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) 上記（1）及び（2）の規定については、財団が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、本委託業務の実施に伴う全ての成果物に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28条に規定する権利を含む）を、財団に無償で譲渡するものとする。ただし、成果物に使用又は包括されている著作物で受託者が本契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を財団に許諾するものとし、財団は、これを本委託業務の成果物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。
- (5) 全ての成果物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、係る著作物に使用許諾条件が定められている場合は、財団はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (6) 全ての成果物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

9. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

10. 個人情報の保護等

- (1) 「東京観光財団個人情報取扱要領」*を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様」**に

定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行にあたり 9. により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

* https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

** https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20250401.docx

- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」***及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」****に定められた事項を遵守すること。

*** https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

**** https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyosho_20250401.docx

また、9. により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

- ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
- イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

- (3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

- ア 当財団職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレスなど
- イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）もアと同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

1 1. 天災その他不可抗力による契約内容の変更

天災事変その他不測の事由に基づく経済情勢の激変等により、本委託の実施途中でも委託内容の見直しを図ることがある。その実情に応じ、財団は受託者と協議の上、本委託契約の契約金額、契約内容を変更することができるものとする。

1 2. 契約代金の支払いについて

- (1) 受託者への支払は、以下（2）ア、イについて財団担当者の検査終了後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

- (2) 提出物について

- ア 委託完了届
別紙「委託完了届」を提出すること。
- イ 実施報告書
電子データ等で納品すること。

※目次、体裁、提出期限等は財団と確認の上決定する。

1 3. その他

- (1) 受託者は、業務の詳細について、財団の担当者及び関係者と十分な打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (2) 受託者は、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に確認し、その承認を得ること。
- (3) 本契約に係る費用は、全て契約金額に含めること。

- (4) 天変地異、政治状況の劇的な変化等により、本委託の実施途中でも委託内容の見直しを図ることがある。その実情に応じ、財団は受託者と確認の上、本委託契約の契約金額、契約内容を変更することができるものとする。
- (5) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (6) 本仕様に定める委託内容の最終的な履行にあたっては財団と協議のもと進めること。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 コンベンション事業部
電 話：03-5579-2684

委託完了届

令和 年 月 日

公益財団法人東京観光財団
理事長 殿

受託者住所

氏名（法人の場合は
名称及び代表者の氏名）担当者氏名
及び連絡先

下記の委託を本日完了したので届け出ます。

委託件名	文書番号	X公東観 X X 第XXXX号	
	令和7年度ユニークベニューのプロモーションと魅力発信に係る国内向け紙媒体及び海外向けオンライン広告掲載業務委託		
委託場所	公益財団法人東京観光財団が指定する場所		
契約年月日	令和 年 月 日	履行期限	令和 年 月 日
契約金額	¥0円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥0円)		

受付年月日	令和 年 月 日	確認者名	
検査年月日	令和 年 月 日	検査員名	